

森林経営管理推進事業（ひろしまの木を活かす建築大賞）実施要領

令和8年4月20日制定

第1 趣旨

県は平成26、27年度に「ひろしま木造建築塾」、令和3年度から「広島県木造建築セミナー」を開催する等、非住宅建築物の木造設計に精通した建築士の育成に取り組んでいる。

その結果、県内では木造設計に関する知識を持った建築士は増えつつあり、今後、非住宅建築物における木材利用をさらに推進するためには、建築士が木造での設計に取り組みやすい環境を整えることが重要である。

そのため、本建築賞を創設し、木造・木質化した優れた非住宅建築物を表彰し、広く情報発信することで、建築士を始めとする建築関係者の木材利用に対する意欲を高め、広島県における木造建築の普及・発展に資することにより、森林資源の循環利用及び森林整備の促進を図ることを目的とする。

第2 主催

広島県

第3 対象となる建築物

広島県内で新築・増改築された建築物のうち、以下のすべてに該当するもの。

- 1 募集開始日の属する年度の10年度前の4月1日から募集開始日の前日までに竣工したもの。
- 2 広島県産材又は県産木材を使用していること※。なお、使用箇所、使用量は問わない。
- 3 木造又は木質化された建築物であること（木造と他構造との混構造は可）。
- 4 非住宅用途の建築物（共同住宅は可）であること。

※県産材とは、広島県内で伐採された丸太を製材した木材をいい、製材加工地は問わない。 県産木材とは、広島県内で製材加工された木材をいい、丸太の産地は問わない。

第4 応募資格者

設計者、建築主、施工者のいずれかの者とする。また、連名での応募も可能とする。
なお、応募に当たっては、設計者、建築主及び施工者の同意を得た上で申し込むこと。

第5 審査基準（主な評価点）

1 建築物の木造化・木質化を実現するための工夫

- ・他の建築物への普及が見込まれる木質構造や材料を採用しているか。
- ・木材の劣化対策やメンテナンスを容易にする措置が取られているか。

2 デザインや快適な空間づくりのための工夫

- ・他の建築物への普及が見込まれる木質デザインを採用しているか。
- ・地域の景観や特性を踏まえたデザインを採用しているか。

3 県産材又は県産木材を有効に活用するための工夫

- ・木材供給者との連携体制を構築する等、県産材又は県産木材を活用するための措置が取られているか。

4 地域産業の振興に貢献するための工夫

- ・地域の木材供給者、施工業者と連携する等、地域産業の振興に貢献するための措置がとられているか。

第6 審査方法

1 一次審査

応募書類をもとに審査員による書面審査を行い、二次審査対象作品を選出する。

2 二次審査

応募者は、応募作品についてパワーポイント等を使ってプレゼンテーションを行い、審査員による審査により受賞作品を選出する。

第7 表彰

表彰区分は次のとおり

最優秀賞（広島県知事賞） 1点

優秀賞 数点

なお、受賞作品については、二次審査の後日、表彰式を開催する。

第8 受賞作品集の製作

新たに木造設計に取り組む設計者等の参考となるよう、受賞作品集を製作する。受賞作品集では、使用した木材の樹種や規格、加工施設等が読み取れるように編集するため、矩計図などの図面や写真データ等を掲載する。

第9 審査委員・団体

委員長 中藪 哲也 広島大学大学院先進理工系研究科 准教授
委員

（建築設計分野）

広島県建築士会

広島県建築士事務所協会

日本建築構造技術者協会 中国支部

ひろしま木造建築協議会

（建築施工分野）

広島県工務店協会

（木材産業分野）

広島県木材組合連合会

（行政）

第10 個人情報及び応募作品の取扱等

- 1 応募書類により取得した個人情報は、本建築賞にのみ使用し、それ以外の目的には使用しない。
- 2 応募作品で使用する被写体及び著作物の肖像権・著作権等については、応募者が事前に被写体及び原著作者等の権利者から使用承諾・承認を得るものとする。
- 3 応募作品について、県は建築賞の運営及び木材利用に関する施策推進の広報に限り、応募者の許諾を要することなく無償で使用できるものとする。
- 4 受賞者又は受賞作品が、この要領に定める募集要件を満たしていないことが判明した場合、又は受賞者の重大な法令違反等により受賞者又は受賞作品としての適格性に疑義が生じた場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがある。

第11 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月20日から施行する。